平成２５年（フ）第１１２２号
横浜市磯子区森１丁目11番４―1010号
債務者　長澤　　彰
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２７号
横浜市港北区新羽町1830番地９
債務者　山崎　重行
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０１号
静岡県焼津市大村新田11番地の２　県営住宅大村新田団地Ａ107号
債務者　大石　克巳
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８４号
栃木県日光市高徳1331番地５
債務者　鈴木ユリ子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０６号
栃木県宇都宮市元今泉５丁目４番14号　ロータス・マーシュ元今泉307号室
債務者　園部　カツ
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４６号
岡山市南区豊成３丁目18番27―３号
債務者　森本　昌人
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５１号
岡山市中区四御神836番地東ヶ丘市営住宅Ｃ502―７
債務者　勅使河原道子（旧姓蜂谷）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２３号
岡山市東区西大寺中野526番地21　201
債務者　近藤　育子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０３号
栃木県鹿沼市坂田山２丁目132番地　坂田山県営住宅２号棟214
債務者　沼田　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1482番地４
債務者　森　　将広
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８１号
横浜市神奈川区西寺尾４―12―11　ライムハイツ203号、住民票上の住所横浜市港南区野庭町642番地１　ライオンズマンション港南台103号
債務者　徳永　守男
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２６号
横浜市西区西戸部町２丁目230番地　刀外荘102号
債務者　堀内　康弘
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２８号
横浜市神奈川区菅田町2866番地４　マロンハウス202号
債務者　柿園まゆみ
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９４号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅２街区１棟201号
債務者　大村　正子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１４号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番３―1215号
債務者　千葉　　弘
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部